

施設一体型小中一貫やまと学園
施設整備基本・実施設計等業務
公募型プロポーザル

募集要項

令和6年5月

光市

— 目 次 —

1	趣旨.....	1
2	業務概要.....	1
3	担当課.....	1
4	選定審査方法等.....	2
5	実施スケジュール（予定）.....	2
6	参加資格要件.....	2
7	業務実施上の条件.....	3
8	参加表明書類の作成及び提出.....	3
9	質問及び回答.....	4
10	技術提案書類の作成及び提出.....	4
11	技術提案書に関する留意事項.....	5
12	プレゼンテーション及びヒアリング.....	5
13	契約.....	6
14	失格事項.....	6
15	その他.....	6

1 趣旨

この「施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）は、本市が「施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務」（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、本業務に係る優先交渉権者を公募型プロポーザルにより選定するため、本プロポーザルの実施に関し、必要な事項について定める。

なお、「施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務公募型プロポーザル様式集」は、募集要項と一体とする。

2 業務概要

(1) 業務名

施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務

(2) 業務目的

本業務は、「施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本計画（令和6年3月策定）（以下「基本計画」という。）」で整理した施設の整備方針や規模、配置計画などを踏まえ、施設一体型小中一貫やまと学園の新設に向けた施設整備に係る基本・実施設計等を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

本業務において事業者が行う業務は、やまと学園の施設整備に当たり、現大和中学校校舎の解体、新校舎の建設工事（建設に係る基礎調査等の関連業務を含む。）に係る基本・実施設計及び建設予定地の開発行為に関わる造成設計・申請等とする。なお、詳細は別紙「特記仕様書」のとおりとする。

(4) 提案上限額

240,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この額は予定価格ではない。

(5) 予定履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

ただし、開発行為に関わる造成設計・申請等業務の履行期日は、別途協議により決定するものとし、基本設計の履行期日は令和7年3月31日までとする。

(6) 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

3 担当課

光市教育委員会事務局ひかり学園推進課ひかり学園推進係

〒743-0011 山口県光市光井九丁目18番3号

電話番号：0833-48-4051

FAX番号：0833-72-7202

電子メール：hikarigakuen@edu.city.hikari.lg.jp

4 選定審査方法等

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定審査実施機関

施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）

(3) 選定審査方法

参加表明書類及び技術提案書類の内容、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを基に、別表1の評価項目等により審査を行い、本業務の受託に最も適した者（以下「最優先交渉権者」という。）等を特定する。ただし、審査総評価点の60%の点を最低基準点とし、これを超える者がいない場合は、最優先交渉権者等の特定をしないものとする。なお、参加者が1者のみでも実施する。

5 実施スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は光市の休日を定める条例（平成16年光市条例第2号）に規定する休日には行わない。

令和6年5月10日（金）	公告日
令和6年5月10日（金）～5月23日（木）	参加表明書類受付期間
令和6年5月20日（月）	参加表明に関する質問書受付期限
令和6年5月下旬	参加資格審査結果の通知
令和6年5月27日（月）～6月7日（金）	技術提案書類受付期間
令和6年6月4日（火）	技術提案に関する質問書受付期限
令和6年6月上～中旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和6年6月中～下旬	審査結果の通知

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 2者以上の共同企業体（JV）で構成され、次のア及びイを満たしていること。

なお、JVの構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。また、資格要件の確認基準日は、公告日とし、契約締結までの期間に参加者が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結はできないものとする。

ア JVの全ての構成員が、本社又は支社（営業所）を山口県内に有していること。

イ アの構成員のうち、少なくとも1者は本社を山口県内に有していること。

(2) (1)の構成員は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、キの要件は代表となる構成員が満たせば足りる。

ア 令和6年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者（確定したものに限る。）は、この限りでない。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- カ 公告日から参加表明書提出日までの間において、光市建設工事等の契約に係る指名停止措置要綱（平成16年光市告示第16号）の規定による指名停止の措置を受けておらず、かつ、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- キ 国又は地方公共団体発注の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の新築に関わる基本設計又は実施設計業務を元請として完了した実績を有していること。

7 業務実施上の条件

- (1) 本業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。
- (2) 本業務に従事する技術者の必要条件是、次のとおりとする。

種類	技術者	必要条件
(建築) 総合	管理技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、参加表明者と直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係を有していること。
	意匠担当主任技術者	
(土木) 造成	造成担当技術者	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び第30条に基づく開発許可申請等の業務に従事したことのある者であること。

※ 技術者は各1名とし、兼任できないものとする。ただし、造成担当技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。この場合において、協力者は他の参加表明者と重複することができない。

8 参加表明書類の作成及び提出

本プロポーザルに参加するには、以下のとおり参加表明書類を提出するものとする。

なお、作成及び提出に当たっては、別紙「施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務公募型プロポーザル参加表明書類及び技術提案書類作成要領」に基づき記載すること。

- (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 参加資格要件等確認書（様式第3号）
- エ 共同企業体届出書兼委任状（様式第4号）
- オ 共同企業体協定書（様式第5号）
- カ 使用印鑑届（様式第6号）

(2) 提出方法

担当課に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

(3) 受付期間

令和6年5月10日（金）から令和6年5月23日（木）まで

持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 参加資格審査

提出された参加表明書類により、担当課において参加資格の有無を審査し、参加表明書類を提出した者に結果を文書で通知する。

9 質問及び回答

(1) 質問ができる者等

質問ができる者は、参加表明の予定がある者とし、質問内容は、参加表明書類及び技術提案書類の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとする（評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。）。

(2) 質問方法

質問書（様式第7号）に必要事項を記入の上、担当課に持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、FAXの場合は必ず着信確認を行うこと。

(3) 質問書提出期限

ア 参加表明に関する質問書の提出期限は、令和6年5月20日（月）午後5時15分とする。

イ 技術提案に関する質問書の提出期限は、令和6年6月4日（火）午後5時15分とする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則2日（休日を除く。）以内に、質問者に対してFAX又は電子メールにて行う。また、回答については、その都度、本市のウェブサイトにおいて公開する。ウェブサイトに掲載した回答事項については、本募集要項と一体のものとして効力を有するものとするため、質問の有無に関わらず随時確認すること。

10 技術提案書類の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 技術提案書（様式第8号）
- イ 技術提案（任意様式）
- ウ 業務実施体制（様式第9号）
- エ 配置予定技術者の経歴等調書（様式第10号）

オ 参考見積書（様式第11号）

カ 実績としての成果品（製本した冊子等）※

※実績としての成果品は、「会社概要調書（様式第2号）」の業務実績のうち、最上段に記載されている業務の成果品を提出すること。

(2) 提出方法

担当課に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

(3) 受付期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月7日（金）まで

持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

11 技術提案書に関する留意事項

(1) 技術提案書の受付後は、応募者の構成員の変更及び追加は認めない。

(2) 応募者の構成員は、他の提案を行う応募者の構成員になることはできない。

(3) 本業務に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

(5) 提出された技術提案書は、内容の審査以外に応募者に無断で使用しない。

(6) 提出された技術提案書は返却しない。

(7) 提出された技術提案書の受付期限以降における再提出は認めない。なお、受付期限内であっても、部分的な差替え及び追加は認めない。また、受付期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とする。

(8) 技術提案書について、「施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本・実施設計等業務公募型プロポーザル様式集」の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

(9) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効となり指名停止措置を行うことがある。

(10) 参考見積書（様式第11号）において、2の(4)に示す提案上限額を超えている場合については選定しない。

12 プレゼンテーション及びヒアリング

参加表明書類及び技術提案書類を提出した者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、開催場所及び開始時間は資格審査結果の通知以後に改めて通知する。

(1) 実施予定時期

令和6年6月上～中旬

(2) 実施方法

提出した技術提案書類に沿ってプレゼンテーションを実施すること。

ア 説明方法

パソコン及びプロジェクターを用いて説明することは許可する。なお、パソコンを使用す

る際は、各自持参すること。プロジェクター及びスクリーンは担当課で用意する。

イ 型番等

(ア) プロジェクター

EPSON EH-DM30

(イ) スクリーン

100インチ 縦・約150cm×横・約200cm

(3) プレゼンテーション出席者

配置予定の管理技術者を含む3名以内の出席とし、管理技術者が説明を行うこととする。

(4) 予定所要時間

プレゼンテーション30分、ヒアリング20分、合わせて50分程度とする。

(5) その他

プレゼンテーションの内容は録音し、参加者が発言した内容は原則として契約に反映する。
ヒアリングにおいて、技術提案書に記載のない新たな提案を行うことは認められない。

(6) 審査結果の通知

委員会で審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全ての者に結果を文書で通知するとともに、最優先交渉権者の名称を公表する。

13 契約

審査結果に基づき最優先交渉権者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。最優先交渉権者が辞退したとき、最優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。

また、技術提案で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範囲内とする。なお、契約保証金等については、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の規定による。

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの
- (3) 必要条件を満たさない技術者を配置する予定のもの
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの、また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 市が提示した委託料上限額を超える額の参考見積書を提出したもの
- (7) 本プロポーザルに関して担当課以外の関係者と接触を図ったもの
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの
- (9) その他、本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合

15 その他

- (1) 提出期限以降、参加表明書類及び技術提案書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加表明書類の提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第12号）を担当課に提出するものとする。なお、この場合、本市が行う他の事業等について不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加表明書類及び技術提案書類は返却しない。なお、提出された参加表明書類及び技術提案書類は、選定以外の目的で参加表明者に無断で使用しない。
- (5) 提出された技術提案書類に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、技術提案書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰すものとする。
- (6) 本プロポーザルは最優先交渉権者等の特定を目的に実施するものであり、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (7) 技術提案書類に記載された配置予定技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- (8) 本市が配布した一切の書類や資料等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (9) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。
- (10) 参加表明書類、技術提案書類の提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加表明者の負担とする。
- (11) 審査内容は非公開とする。また、審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。

別表1 評価項目等

評価項目	評価の着眼点等	配点
参加表明者の実績		
業務の実績	業務の実績について、件数により評価する。	5
配置予定技術者の実績		
管理技術者		
業務の実績	業務の実績について、件数により評価する。	5
意匠担当主任技術者		
業務の実績	業務の実績について、件数により評価する。	5
造成担当技術者		
業務の実績	業務の実績について、件数により評価する。	5
技術提案		
業務実施体制		
業務実施体制	実施体制及び業務分担に偏りがないかなど、業務実施体制の妥当性について評価する。	5
技術提案の内容		
実施方針	基本計画を踏まえた実施方針となっているかなど、実施方針の的確性について評価する。	10
	高度な専門性や最新の知見、有益な代替案、重要事項の指摘の有無などについて評価する。	5
工程計画等	業務工程は基本計画に示すスケジュールなどを適切に考慮したものとなっているかなど、業務実施フロー、関係機関等との協議・調整等を含めた全工程計画の妥当性について評価する。	10
施設整備に当たっての提案	提案内容は基本計画を踏まえたものとなっているか、効果的なものとなっているかなど、提案の的確性について評価する。	10
	提案内容は説得力があり、提案を裏付ける類似実績などが明示されているかなど、提案の実現性について評価する。	10
	総事業費及びランニングコストの縮減策や工期短縮手法について、その提案内容の独創性について評価する。	10
その他		
技術提案書	提案資料について、的確な文書表現となっているか、分かりやすいかなど、資料作成能力について評価する。	5
プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションは説得力があり分かりやすいか、質疑に対する的確な応答を行えているか、業務に対する熱意が感じられるかなど、コミュニケーション能力等について評価する。	5
参考見積		
参考見積額	提出された参考見積の額について、一定の基準により評価する。	10